第2回「医療安全の確保に向けた保健師助産師 看護師法等のあり方に関する検討会」

議 事 次 第

平成17年5月12日(木) 厚生労働省共用第7会議室(5階) 17:00 ~ 19:00

- 1 開 会
- 2 議 題

看護師資格を持たない保健師及び助産師の看護業務について

3 閉 会

資料1 業務、養成、国家試験等の現状について

資料2 平成13年度医道審議会保健婦助産婦看護婦分科会における 意見

資料3 対応案

参考資料

業務、養成、国家試験等の現状について

保健師助産師看護師法(抜すい)(逆綴じ)・・・・・・・・・・・・・・・3
保健師助産師看護師に係る規定の変遷 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
複数の受験資格を付与する大学等の推移・・・・・・・・・・・・・・11
保健師助産師看護師学校養成所指定規則(抜すい)・・・・・・・ 13
看護師等養成所の運営に関する指導要領(抜すい)・・・・・・・ 17
保健師養成所(1年)教育の実例 ・・・・・・・・・・・・・・ 23
助産師養成所(1年)教育の実例 ・・・・・・・・・・・・・・・ 25
保健師助産師看護師国家試験の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・ 27
保健師・看護師及び助産師・看護師の国家試験を同時期に
受験した者の国家試験合格状況の推移・・・・・・・・・・・・・28
看護師国家試験(新卒・既卒別)の合格状況の推移 29
卒業者の就業状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
看護師免許を有しない保健師及び助産師の取扱い · · · · · · · 3C

【免許の付与及び免許証の交付】

第十二条(免許は、保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験又は准看護師試験に合格した者の申請により、 保健

師籍、助産師籍若しくは看護師籍又は准看護師籍に登録することによつて行う。

厚生労働大臣又は都道府県知事は、免許を与えたときは、それぞれ保健師免許証、 助産師免許証若しくは看護師免許証又は准

看護師免許証を交付する。

2

(逆綴じ)

【助産師国家試験の受験資格】

助産師国家試験は、 看護師国家試験に合格した者又は次条各号のいずれかに該当する者であつて、 かつ、 次の各号のい

ずれかに該当するものでなければ、これを受けることができない。

文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において六月以上助産に関

する学科を修めた者

文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した助産師養成所を卒業した者

者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの 外国の第三条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、 又は外国において助産師免許に相当する免許を受けた

【看護師国家試験の受験資格】

看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師に

なるのに必要な学科を修めた者

文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者

免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師で前二号に

規定する学校又は養成所において二年以上修業したもの

匹 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた 厚生労働大臣が第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

【保健師・助産師・看護師の免許】

第七条 保健師、 助 産師又は看護師になろうとする者は、 保健師国家試験、 助産師国家試験又は看護師国家試験に合格し、

働大臣の免許を受けなければならない。

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二〇三号) (抜すい)

【看護師の定義】

第五条 この法律において「看護師」とは、 厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診

療の補助を行うことを業とする者をいう。

【看護師業務の制限】

第三十一条(看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。ただし、 医師法又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二

百二号)の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

2 保健師及び助産師は、 前項の規定にかかわらず、第五条に規定する業を行うことができる。

【保健師国家試験の受験資格】

第十九条 保健師国家試験は、看護師国家試験に合格した者又は第二十一条各号のいずれかに該当する者であつて、かつ、次の各

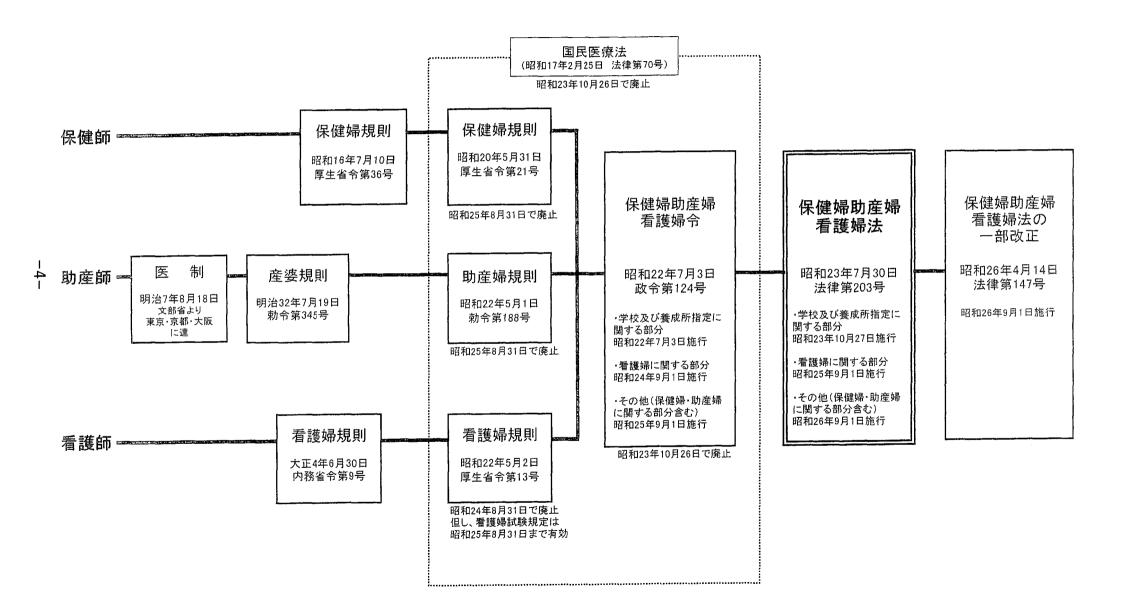
号のいずれかに該当するものでなければ、これを受けることができない。

なるのに必要な学科を修めた者 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において六月以上保健師に

二(文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した保健師養成所を卒業した者

外国の第二条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた 厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

保健師・助産師・看護師に係る規定の変遷



1)保健師の場合

	1) 休健師の場合		
	保健婦規則(昭和16年7月10日厚生省令第38号)	保健婦助産婦看護婦令 (昭和22年7月3日政令第124号)	保健婦助産婦看護婦法(昭和23年7月30日法律第203号)・
業務	【保健婦規則第1条】 保健婦の名称を使用して疾病予防の指導、母性又は乳幼児の保健衛生指導、傷病者の療養補導その他日常生活上必要なる保健衛生指導の業務を為す者 【保健婦規則第6条】 保健婦婦規則第6条】 保健婦婦人の紫務執行と必要す 【保健婦規則第7条】 保健婦子の業務執行上必要あるときは看護婦規則第1条及び第11条の規定に拘らず看護の業務を為すことを得※その後、新たな保健婦規則(昭和20年5月31日厚生省令第21号)の制定に伴い、衛生思想涵養の指導及び栄養の指導が加えられるとともに、上記の旧保健婦規則第7条中の「業務上必要あるときは」との条件が外され、保健婦は一般に看護業務をなすことが可能となった。	【第2条】保健婦とは、保健婦の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする女子をいう。 【第44条】保健婦でなければ、保健婦又はこれに類似する名称を用いて、第2条に規定する業をなすことはできない。 【第46条第2項】保健婦又は助産婦は前項の規定にかかわらず、第5条に規定する業をなすことができる。 【第49条】保健婦は、傷病者の療養上の指導を行うに当って、主治の医師又は歯科医師があるときは、その指示を受けなければならない。 【第50条】保健婦は、その業務に関して就業地を管轄する保健所の長の指示があったときには、これに従わなければならない。但し前条の規定の適用を妨げない。 【第51条】保健婦は、その業務を行うに当たっては、主治の医師又は歯科医師の指示があった場合の外、診療器械を使用し、薬品を授与し、又は薬品について指示をなすことができない。但し、臨時救急の手当は、この限りでない。	【第29条】保健婦でなければ、保健婦又はこれに類似する名称を用いて、第2条に規定する業をしてはならない。 【第31条第2項】保健婦及び助産婦は、前項の規定にかかわらず、第5条に規定する業をなすことができる。 【第35条】保健婦は、傷病者の療養上の指導を行うに当たって主治の医師又は歯科医師があるときはその指示を受けなければならない。 【第36条】保健婦は、その業務に関して就業地を管轄する保健所の長の指示を受けたときは、これに従わなければならない。但し前条の規定の適用を妨げない。
免 許	【保健婦規則第1条】 保健婦の名称を使用して疾病予防の指導、母性又は乳幼児の保健衛生指導、傷病者の療養補導その他日常生活上必要なる保健衛生指導の業務を為す者(以下保健婦と称す)は年齢18年以上の女子にして左の各号の一に該当し地方長宮(※東京府は警視総監)の免許を受けたる者に限る1 保健婦試験に合格したる者にして3月以上本条本文の業務を修業したる者(※実施は地方長官)2 厚生大臣の指定したる学校又は講習所を卒業したる者	【第7条】 保健婦、助産婦又は甲種看護婦になろうとする者は、保健婦試験、助産婦試験又は甲種看護婦試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならない。	の免許を受けなければならない。 <その後、以下のとおり改正> 【保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(昭和26年4月14日法 律第147号)】「甲種看護婦」を「看護婦」に、「乙種看護婦」を 「准看護婦」に、それぞれ改める。
入学資格	【私立保健婦学校保健婦講習所指定規則(昭和16年7月16日厚告301号)第3条、第4条、第5条】 [第一種の学校又は講習所]高等女学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有する者(※修業年限:2年以上) [第二種の学校又は講習所]看護婦たるの資格を有する者(※修業年限:6月以上) [第三種の学校又は講習所]産婆たるの資格を有する者(※修業年限:1年以上) ※修業年限:1年以上) ※を業年限:1年以上) ※をの後、保健婦養成所指定規程(昭和20年6月27日厚訓346号)となり、さらに昭和22年3月の改正により、これらの区分は一本化され、入学資格も高等女学校卒業又はこれと同等以上の学力を有する者とされた。この際、修業年限は3年(やむを得ない場合は2年)となった。	【保健婦助産婦看護婦養成所指定規則(昭和22年11月4日厚生省令第28号)第5条】 令第23条各号(甲種看護婦試験受験資格)の一に該当するものであること。 (※修業年限:1年以上であること)	【保健帰助産帰看護婦学校養成所指定規則(昭和24年5月20日文部・厚生省令第1号)第5条】 法第21条各号(甲種看護婦試験受験資格)の一に該当し、且つ、甲種看護婦国家試験に合格した者であること。 (※修業年限:1年以上であること) <その後、以下のとおり改正> 【保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則を改正する省令(昭和26年8月10日文部・厚生省令第1号)第5条】 法第21条各号(看護婦試験受験資格)の一に該当する者であること。(※修業年限:6月以上であること)
受験資格	に非ざればこれを受くることを得ず	1 文部大臣の指定した学校において一年以上保健指導に関する学科を修めた者 2 命令の定めるところにより、厚生大臣の指定した保健婦養成所を卒業した者 3 外国の保健婦学校を卒業し、又は外国において保健婦免許を得た者で、厚生大臣が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者	婦試験受験資格)の一に該当する者であって、さらに左の各号の一 に該当する者でなければ、これを受けることができない。 1 文部大臣の指定した学校において一年以上保健婦になるのに必 要な学科を修めた者

1)保健師の場合(つづき)

	保健婦規則 (昭和16年7月10日厚生省令第38号)	保健婦助産婦看護婦令(昭和22年7月3日政令第124号)	保健婦助産婦看護婦法(昭和23年7月30日法律第203号)
試験科目	【保健婦規則第5条】 1 解剖学大意 10 看護方法 2 生理学大意 11 衛生法規大意 3 環境、産業及び学校衛生 12 社会事業大意 大意 13 社会保険大意 4 結核その他慢性伝染病予防 並びに寄生虫病予防大意 5 急性伝染病予防大意 6 母性及び乳幼児衛生大意 7 栄養大意	【保健婦規則(昭和20年5月31日厚生省令第21号)第9条】 1 生理学及び解剖学大意 2 栄養大意 3 一般看護法(救急処置、消毒方法、繃帯術、治療器取扱方大意 及び看護方法) 4 母子衛生大意 5 結核予防大意 6 伝染病予防及び寄生虫予防大意 7 環境衛生、勤労衛生及び学校衛生大意 8 衛生法規大意 9 社会保険、社会事業及び軍人援護事業大意 但し看護婦規則第2条第1項各号(1看護婦試験に合格したる者、2地方長官の指定したる学校又は講習所を卒業したる者)の一に該当する者については、第1号、第3号及び第6号の科目の試験を免ずることを得	【保健婦規則の一部改正 (昭和24年1月29日厚生省令第4号) 第9条】 1 保健婦業務 5 伝染病予防及び 8 学校衛生 2 栄養 寄生虫病予防 9 衛生法規 3 母子衛生 6 環境衛生 10 社会保険及び 4 結核予防 7 産業衛生 社会事業 <その後、以下のとおり変更> 【保健婦助産婦看護婦法施行規則を改正する省令(昭和26年8月11日厚生省令第34号)第20条】 公衆衛生及び予防学 公衆衛生看護 ・厚生行政・社会統計・引幼保健指導・・労校保健 ・学校保生・受技衛生・・学校保生・・産業保健指導・・産業保健指導・・産業保健・・産業保健・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	2) 即) 上 即 (7) 物 古		保健婦助産婦看護婦法
	産婆規則(明治32年7月19日勅令第345号)	保健婦助産婦看護婦令	保健婦助座婦有護婦法 (昭和23年7月30日法律第203号)
	助産婦規則(昭和22年5月1日勅令第189号)※同内容	(昭和22年7月3日政令第124号)	【第3条】この法律において「助産婦」とは、厚生大臣の免許を受け
	業務についての具体的な規定はなく、行ってはならない	【第3条】助産婦とは助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健 指導をなすを業とする女子をいう。	一て、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導をなすこと
	ことのみ以下のとおり規定。	指導をなりを来てりるメーセいう。 【第44条】助産婦でなければ、第3条に規定する業をなすことはでき	を業とする女子をいう
	【産婆規則第7条】 産婆は妊婦産婦褥婦又は胎児生児に異常ありと認めると	1. · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	【第30条】助産婦でなければ、第3条に規定する業をしてはならな
	産姿は妊婦性婦婦が大は胎児生児に共用のする語のもときは医師の診療を請はしむべし自らその処置をなすことを	「笠」。久笠って「尺牌爆又け助産場け前頂の規定にかかわらず、第5条	い。但し医師法(昭和23年法律第201号)の規定に基づいてなり場合
	得ず但し臨時救急の手当はこの限りにあらず	に規定する業をなすことができる。(※第63条:但し、施行日現任の	はこの限りではない。 【第31条第2項】保健婦及び助産婦は、前項の規定にかかわらず、第
	【産婆規則第8条】	助産婦には、この規定は適用されない)	【第31余第2頃】 休庭姉及び助座姉は、前点の流んにカカルラブ、カー 「8名に担党する業をかすことができる。
	産婆は妊婦産婦褥婦又は胎児生児に対し外科手術を行い	関連婦には、この税には適用されながり 【第52条】助産婦は、妊娠、産婦、じょく婦、胎児又は新生児に異常があると認めたときは、医師の診療を請わしめることを要し、自らそ	1 (記3/李1 (有趣間の場合に記載)
	産科器械を用い薬品を投与し又はこれが指示をなす事を得	があると認めたとさは、医師の砂原を請わしめることを疑し、自分との処置をなすことはできない。但し、臨時救急の手当はこの限りでな	【第38条】助産婦は「妊婦」産婦」じょく婦、胎児又は新生児に與
	9 但し内毒と110 加州での 7 750000 と 765		受があると認めたときは 医師の診療を請わしめることを要し、目
	あらず	【答co&】 Basteld 妊婦 妾婦 じょく婦 胎児又は新生児に対し	らこれらの者に対して処置をしてはならない。但し、臨時応急の手
		七毛術を行い 産科器械を用い 又は医師の指示を受けないで楽品を	当は、この取りでなり。
業務		「丘ヶ芸」とけ蔥品について指示をなすことができない。但し、個毒を「	【第39条第1項】業務に促事する助産婦は、助産業は対域、じょく婦 若しくは、新生児の保健指導の求めがあった場合は、正当な事由が
		行い、へそのおを切り、かん腸を施すの類はこの限りではない。 【第54条】助産婦は、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健	石しくは、利生児の体験担等の不のかの) フに物目は、エコモデロル
		【第54条】助産婦は、助産又は妊婦、しょく帰若しては利主化の保健 指導の需があった場合には、正当の事由なくしてはこれを拒むことが	
		指導の器があった場合には、正当の事由なくしてはこれを正してと、 できない。	明書、死産証書又は死胎検案書の交付の求めがあった場合は、正当
		分娩の介助又は死胎の検案をなした助産婦は、死産証書又は死胎検	の事由がなければ、これを拒んではならない。
		案書の請求を受けたときは、正当の事由なくしては、これを拒むこと	【
		(ナブキ なし)	出生証明書、死産証書又は死胎検案書を交付してはならない。 【第41条】助産婦は、妊娠4月以上の死産児を検案して異常があると
		【第55条】助産婦は自ら分娩の介助又は死胎の検案をしないで、死産	【第41条】 助産婦は、妊娠4月以上の先達力を投票して気間があると 認めたときは24時間以内に所轄警察署にその旨を届け出なければな
		証書又は死胎検案書を交付することはできない。 【第56条】助産婦は、妊娠四箇月以上の死産児を検案して異常がある	I G town
		【第56条】助産婦は、妊娠四箇月以上の死産兄を仮案して発品がある と認めたときには24時間以内に所轄警察署に届けなければならない。	【第42余弟 項】助座帰が万処の刀助でしたととは、効準に関するデ
		と認めたとされば2年中間の下れに万輪音景を10元のよう。	項を遅滞なく助産録に記載しなければならない。
-	【産婆規則の一部改正(明治43年5月5日勅令第218号)	【第7条】	【第7条】
7	第1条】	***・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	保健婦、助産婦又は甲種看護婦になろうとする者は、保健婦国家
1	一 産波たらんとせる者は20年以上の女子にして左の資格を	保健婦、助産婦又は甲種看護婦になろうとりる名は、保健婦的級、助産婦試験又は甲種看護婦試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなけ	の免許を受けなければならない。
	有し産婆名簿に登録を受くることを要す(※名簿管理は地	ればならない。	<その後 以下のとおり改正>
免許	方長官)		【保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(昭和26年4月14日法
	1 産婆試験に合格したる者(※実施は地方長官) 2 内務大臣の指定したる学校又は講習所を卒業したる者		律第147号) 「甲種看護婦」を「看護婦」に、「乙種看護婦」を
	2 内務入臣の指定したる子仪又は講自所を千米したるも		「准看護婦」に、それぞれ改める。
	【私立産婆学校産婆講習所指定規則(明治45年6月18	【保健婦助産婦看護婦養成所指定規則(昭和22年11月4日厚生省令第	【保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(昭和24年5月20日文部・厚生省令第1号)第6条】
	日内路省会第9号)第2条第2項】	[28号] 第6条]	厚生自守第17万 第0年 法第21条各号(甲種看護婦試験受験資格)の一に該当し、且つ、甲 括集整理国際試験に企格した者であること
	高等小学校卒業若しくは高等女学校2年以上の課程を修		種看護婦国家試験に合格した者であること。
	業し又はこれと同等の学力を有すること	│こと。 │ (※修業年限:1年以上であること)	(※修業年限:1年以上であること)
入学資格	(※修業年限:二箇年以上なること)	(次形条牛阪・「牛奶工であること)	<その後、以下のとおり改正> (M7500c)
			【保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則を改正する省令(昭和26
			年8月10日文部・厚生省令第1号)第6条】 法第21条各号(看護婦試験受験資格)の一に該当する者であるこ
			レー(※修業年限・6月以上であること)
			「第20冬」田種看護婦試験に合格した者、又は第21条各号(甲種看
	【産婆規則第3条】	【第22条】甲種看護婦試験に合格した者又は第20余谷号(甲種看護婦 試験受験資格)の一に該当する者であって、さらに左の各号の一に該	・Lase Variations (本) by 18 (4) マノー (これが コーナーンロート ロノート こうしょう コーナー
	1ヶ年以上産婆の学術を修業したる者に非ざれば産婆試		
	験を受くることを得ず	当する者でなければこれを受けることができない。 1 文部大臣の指定した学校において一年以上助産に関する学科を修	1 文部大臣の指定した学校において、一年以上助産婦に関する字
		1 1 1 1	1 APP OF 118: 00 7 7. 4P
		めた者 2 命令の定めるところにより、厚生大臣の指定した助産婦養成所を	2 厚生大臣の指定した助産帰養成所を卒業したも 3 外国の助産婦学校を卒業し、又は外国において助産婦免許を得
受験資格		卒業した者 3 外国の助産婦学校を卒業し、又は外国において助産婦免許を得た	1 3 VICENTIAL CONTROL OF THE SECOND CONTROL
		3 外国の助産婦学校を卒業し、又は外国において助産婦児計を得た 者で、厚生大臣が前2号に掲げるものと同等以上の知識及び技能を	有すると認めた者
		者で、厚生大臣が前2号に掲げるものと同等以上の知識及び1X時で 有すると認めた者	くその後 以下のとおり改正>
		有り切し脳以/に相	- 「保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(昭和26年4月14日法
			律第147号) 第20条第1号の「1年」を「6月」に改める。
		<u> </u>	[次頁へつづく】

21	HT	産助	(1) 協	给(7	$\supset \succeq$
Z_ /	17/1	77 00	ひノー の		_	

	2) 明 佐 明 の 場 口 (フ フ と)		In ht 12 pl -t-12 pr -t-12 ye
	産婆規則(明治32年7月19日勅令第345号) 助産婦規則(昭和22年5月1日勅令第189号)※同内容	保健婦助産婦看護婦令 (昭和22年7月3日政令第124号)	保健婦助産婦看護婦法 (昭和23年7月30日法律第203号)
試験	【産婆試験規則(明治32年9月6日内務省令第47号)第2条】 (学説) 第1 正規妊娠分娩及びその取扱法 第2 正規産褥の経過及び褥婦生児の看護法 第3 異常の妊娠分娩及びその取扱法 第3 異常の妊娠分娩及びその取扱法 第4 妊婦産婦糖婦生児の疾病消毒の方法及び産婆心得	同左	【保健婦助産婦看護婦法施行規則を改正する省令(昭和26年8月11日厚生省令第34号)第21条】 産科学 母子衛生行政 新生児学 栄 養 助産の原理と実際 ・助産倫理及び助産史 ・助産法 ・母性保健指導 ・乳児保健指導

3)看護師の場合

	看護婦規則(大正4年6月30日内務省令第9号) 看護婦規則(昭和22年5月2日厚生省令第13号) ※同内容	保健婦助産婦看護婦令(昭和22年7月3日政令第124号)	保健婦助産婦看護婦法(昭和23年7月30日法律第203号)
	【看護婦規則第1条】 本令において看護婦と称するは公衆の需に応じ 傷病者又は褥婦看護の業務を為す女子を謂う 【看護婦規則第6条】 看護婦は、主治医師の指示ありたる場合の外被 看護者に対し治療器械を使用し又は薬品を授与し 者しくはこれが指示を為すことを得ず但し臨時救 急の手当はこの限りに在らず	■甲種看護婦 【第5条】 甲種看護婦とは、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助をなすを業とする女子をいう。 【第46条第1項】 甲種看護婦でなければ、第5条に規定する業をなすことはできない。但 し、他の法令に規定する者については、この限りでない。 【第57条】 看護婦は、主治の医師又は歯科医師の指示があった場合の外、被看護者 について診療器械を使用し薬品を授与し、又は薬品について指示をなすこ とができない。但し、臨時救急の手当はこの限りでない。	■甲種看護婦 【第5条】この法律において「甲種看護婦」とは、厚生大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助をなすことを業1項】甲種看護婦でなければ、第5条に規定する業をしてはならない。但し医師法又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)の規定に基づいてなす場合はこの限りではない。 ■保健婦、助産婦、看護婦共通 【第37条】保健婦、助産婦又は看護婦は、主治の医師又は歯科医師の指「新あった場合の外、診療機械を使用し、医薬品を授与し又は医薬品について指示をなしその他医師若しくはならない。但し、臨時応急に手当をなし、ては助産婦がへそのおを切り、かん腸を施し、その他、助産婦の業務に当然付随する行為をなすことは差し支えない。 〈その後、以下のとおり改正〉 【保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(昭和26年4月14日法律第147号)】 「甲種看護婦」を「看護婦」へ改めるとともに、乙種看護婦を廃止し、准看護婦を新設。
-9-	【看護婦規則第2条】 看護婦たらんとするものは18年以上にして左 の資格を有し地方長官(東京府に於いては警 視総監以下これに倣う)の免許を受くること を要す 1 看護婦試験に合格したる者(※実施は地 方長官) 2 地方長官の指定したる学校又は講習所を 卒業したる者	【第7条】 保健婦、助産婦又は甲種看護婦になろうとする者は、保健婦試験、助産婦試験又は甲種看護婦試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならない。	【第7条】 保健婦、助産婦又は甲種看護婦になろうとする者は、保健婦国家試験、助産婦国家試験又は、甲種看護婦国家試験に合格し厚生大臣の免許を受けなければならない。 <その後、以下のとおり改正> 【保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律(昭和26年4月14日法律第147号)】「甲種看護婦」を「看護婦」に、「乙種看護婦」を「准看護婦」に、それぞれ改める。
	【私立看護婦学校看護婦講習所指定標準の件(大正4年8月28日内務省訓令第462号)第1条第4項】 高等小学校卒業若しくは高等女学校2年以上の 課程を修業し又はこれと同等以上の学力を有する こと。 (※修業年限:2年以上なること)	■甲種看護婦養成所 【保健婦助産婦看護婦養成所指定規則(昭和22年11月4日厚生省令第28号) 第7条】 学校教育法第4章の規定による高等学校卒業とすること (※修業年限:3年以上であること)	■甲種看護婦 【保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(昭和24年5月20日文部・厚生省令第1号)第7条】 学校教育法第56条(大学入学資格)の規定に該当する者であること。 (※修業年限は3年以上であること) <その後、以下のとおり改正> ■看護婦
			【保健帰助産婦看護婦学校養成所指定規則を改正する省令(昭和26年8月10日文部・厚生省令第1号)第7条】 学校教育法第56条(大学入学資格)に該当する者又は免許を得た後3年以上業務に従事している准看護婦であること。 (※修業年限:3年以上であること)

3)看護師の場合(つづき)

	看護婦規則(大正4年6月30日内務省令第9号)	保健婦助産婦看護婦令(昭和22年7月3日政令第124号)	保健婦助産婦看護婦法(昭和23年7月30日法律第203号)
曑験資格	1年以上看護の学術を修業したる者にあらざれば 看護婦試験を得くることを得ず	■甲種看護婦試験 「第23条」 左の各号の一に該当する者でなければこれを受けることができない。 1 文部大臣の指定した学校において三年以上看護に関する学科を修めた者 2 命令の定めるところにより、厚生大臣の指定した甲種看護婦養成所を卒業した者 3 免許を得た後三年以上業務に従事している乙種看護婦で、高等学校を卒業し、前2号に規定する学校又は養成所において1年以上修業した者 4 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で厚生大臣が第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者	要な子様を修めた有
-10-	【看護婦規則第4条】 1 人体の構造及び主要器官の機能 2 看護方法 3 衛生及び伝染病大意 4 消毒方法 5 繃帯術及び治療器械取扱法大意 6 教急処置	同左	■■種看護婦 【保健婦助産婦看護婦法施行規則(昭和25年7月7日厚生省令第37号)第21条】 解剖生理学 細菌学 公衆衛生 栄養及び食餌療法 薬物学及び調剤法 看護学(理論及び実地) ・看護史及び看護法 ・内科学及び看護法 ・内科学及び看護法 ・外科学及び看護法 ・外科学及び看護法 ・外科学及び看護法 ・外科学及び看護法 ・外科学及び看護法 ・外科学及び看護法 ・外科学及び看護法 ・外科学及び看護法
試験科目			■看護婦 【保健婦助産婦看護婦法施行規則を改正する省令(昭和26年8月11日厚生省令: 34号)第22条】 解剖生理 細菌学 衛 生 ・個人衛生 ・公衆衛生概論 ・栄 養(食餌療法を含む。) 薬 理 理看護学 (理論及び実地) ・看護原理 ・看護原理及び実際 ・公衆衛生看護概論 ・内科学及び看護法 ・内科学及び看護法 ・内科学及び看護法 ・小児科学及び看護法 ・小児科学及び看護法 ・小児科学及び看護法 ・小児科学及び看護法 ・小児科学及び看護法 ・企婦,科学及び看護法 ・小児科学及び看護法